

四街道市都市計画マスタープラン策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1)業務の名称

四街道市都市計画マスタープラン策定業務委託

(2)目的

本業務は、四街道市が策定した現行の「四街道市都市計画マスタープラン」の計画期間が平成37年度(令和7年度)に目標年次を迎えることから、現行計画の評価、検証の業務、及び現行計画を基に新たな都市計画マスタープランの策定業務を行うことを目的としている。

現行計画の評価・検証業務にあたっては、過去20年間の本市の都市計画の変遷や現状評価、今後の課題の抽出等を行うものとする。

また、新たな計画の策定業務にあたっては、本市における現状や課題等を認識し、今後20年の計画の策定を行うものとする。

(3)事業内容

「四街道市都市計画マスタープラン策定業務委託仕様書」に記載のとおり

(4)委託契約期間

令和4年9月1日から令和7年3月31日まで

(5)提案限度額

委託料合計		限度額	40,260千円
内 訳	令和4年度	限度額	13,970千円
	令和5年度	限度額	13,420千円
	令和6年度	限度額	12,870千円

上記限度額は、いずれも消費税および地方消費税を含む。

2 応募資格

法人格を有する者とし、以下のすべてに該当する者とする。

- (1)平成29年度から令和3年度の間完了した都市(計画)マスタープランの実績が2件以上あること
- (2)千葉県内に本店、支店又は営業所を有すること
- (3)四街道市の入札参加資格を有していること又は令和4年9月までに四街道市の入札参加資格を有する見込みがあること
- (4)四街道市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を発注工事ごとに行う入札公告(以下「入札公告」という。)の公告日から入札日までの期間、受けていない者であること
- (5)配置する管理技術者及び照査技術者は、技術士(総合技術監理部門又は建設部門(都市及び地方計画))又はシビルコンサルティングマネージャ(都市計画及び地方計画)の資格保有者とし、日本語に堪能であること ※管理技術者、照査技術者及び各担当技術者は兼任しないこと
- (6)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する国、他の地方公共団体及び市の一般競争入札の参加を制限されていないこと
- (7)役員等に禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれていないこと

- (8)会社更生法、民事再生法等による更生、再生手続き等を行っていないこと
- (9)応募必要書類提出時点で、四街道市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと
- (10)四街道市暴力団排除条例(平成24年3月30日条例第2号)第2条に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者が含まれていないこと
- (11)他に応募している法人と、主たる役員が重複していないこと
 なお、応募者が契約締結までの間に、上記に規定する応募資格を有しなくなった場合、又は提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とする。
- (12)都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反していないこと

3 失格事項

応募者が以下のいずれかに該当すると四街道市が判断した場合は、その時点で失格とする。

- (1)「2 応募資格」を満たさない場合
- (2)本実施要領を遵守しない場合
- (3)提案書類等の提出期限を超過した場合
- (4)提出された提案書類等の内容に虚偽があった場合
- (5)記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (6)提出された見積書の見積額が「1(5)提案限度額」を超過している場合
- (7)不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- (8)会社更生法の適用申請等により、契約の履行が困難な状態となった場合
- (9)選考の公平性を害する行為があった場合

4 応募手続

受託者の募集については、企画提案方式(以下「プロポーザル」という。)とする。

プロポーザルに参加する意向がある場合、(1)に記載の応募必要書類を提出期限までに提出すること。書類が不足する場合、不備がある場合及び提出期限までに提出がない場合は、プロポーザルに参加できないものとする。

(1)応募必要書類

	必要書類	様式等	提出期限(必着)
1	応募申込書	様式1	令和4年7月15日(金)
2	誓約書	様式2	令和4年7月29日(金)
3	提案書	任意様式	
4	業務実施体制表	任意様式(提案書内に記載も可)	
5	工程計画	任意様式(提案書内に記載も可)	
6	ワークショップ運営実績	任意様式(提案書内に記載も可)	
7	配置予定技術者の経歴表	様式3	
8	法人概要書	様式4	
9	業務実績表	様式5	

10	法人登記簿謄本	提出日3ヵ月以内のもの	
11	定款又は寄附行為	最新のもの(原本証明)	
12	見積書	様式6	
13	質問書	様式7	令和4年7月15日(金)
14	応募取下届	様式8	

※応募必要書類は、1を先行して提出した後、2～12を1部として、各々書類符号を記したインデックスを付け、A4ファイルに綴じて、正本1部、副本9部を提出すること。

(2) 提案書について

① 内容

提案書には、「別紙「四街道市都市計画マスタープラン策定業務委託プロポーザル選考基準」(以下「選考基準」という。)を参考に応募者の考え方や対応、提案を記載すること。

② 様式

誓約書のみ代表者の署名又は社判の押印が必要。

提案書はA4版とし、各ページの最下段中央にページ数を記載すること。

(3) 見積書について

見積書の項目については、様式6のとおりとすること。各項目の内容については、「四街道市都市計画マスタープラン策定業務委託仕様書」を参照すること。

(4) 提出先

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地 四街道市都市部都市計画課 まで。

郵送の場合は、到達の確認が可能な書留等とすること。

持参の場合は、平日 8時30分から17時00分までの間とすること。

(5) 質疑について

本要領の内容について疑義がある場合は、次のとおり質問書(様式7)を提出すること。

回答については、応募申込書を提出した応募者全員に、令和4年7月22日(金)までにメールで回答する。

① 提出先 「4(4) 提出先」と同じ

② 提出方法 電子メール ※受信確認を行うこと

③ 提出期限 同年7月15日(金)まで

(6) その他

- ・市が必要と認めた場合は、追加で書類の提出を求める場合がある。
- ・申込書類及び提案書の著作権について、本業務の委託契約締結前までは応募者、委託契約締結後は市に帰属する。ただし、市が採用する応募者の申込書類、提案書は市の業務上必要な場合、無償で使用できるものとし、本プロポーザル終了後は返却しない。
- ・応募にかかる費用は、応募者の負担とする。
- ・本審査の過程及び他の応募者の選考結果詳細については公表しない。また、審査結果についての異議申し立ては認めない。
- ・提案段階での経費がそのまま委託経費になるとは限らない。
- ・応募申込書(様式1)を提出した後、応募を取り下げる場合には、早急に都市計画課へ応募取下届(様式8)を提出すること。

5 受託者の選考

(1) 選考の評価基準

選考基準に記載のとおり。

(2) 選考方法

① 一次選考(書類選考)

四街道市都市計画マスタープラン策定業務委託事業者選考委員が、提出書類を評価する。

選考基準のうち、項目1～4により評価し、応募総数の上位半数(割り切れない場合、端数切捨て)を二次選考の対象とする。

② 二次選考(プレゼンテーション選考)

四街道市都市計画マスタープラン策定業務委託事業者選考委員会において、応募者のプレゼンテーションを評価する。

選考基準のうち、項目1～5により評価し、最高審査点を獲得した1者を選考する。

- ・実施日時については、一次選考を通過した応募者に対し、市から通知する。
- ・プレゼンテーション会場に入場できる人数は3名までとする。
- ・本業務の実務担当者がプレゼンテーションをすること。
- ・プレゼンテーションは原則、提案書のみで行うこと。提案書の内容以外の追加資料の配布は認めない。
- ・プレゼンテーションの時間は25分程度(説明15分(厳守)、質疑応答10分程度)とする。

(3) 選考結果の通知

選考結果は、各審査終了後、各審査対象の応募者すべてに文書により通知する。

(4) 選考・契約締結スケジュール

内 容	日 程
応募申込書(様式1)提出	令和4年7月15日(金)まで
質疑応答期間	質疑:令和4年7月15日(金)まで 応答:令和4年7月22日(金)まで
応募申込書類一式提出期限	令和4年7月29日(金)まで
一次選考(書類選考)	令和4年8月上旬
一次選考結果の通知	
二次選考(プレゼンテーション選考)	令和4年8月下旬
二次選考結果の通知	
最終結果の市ホームページへの公表	令和4年8月下旬
委託契約締結	令和4年9月1日